

第 8 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 3 年 2 月 5 日（金）午後 2 時 3 0 分より、第 8 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

- 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について
第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について
第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
第 4 号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
第 5 号議案 農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について
- 第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について
第 2 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

（出席委員）

1 番 北浦 莊平	2 番 多田 岳史	3 番 徳田 明子	4 番 中林 和夫
5 番 山崎 省吾	6 番 井内 英樹	7 番 多羅尾 英樹	9 番 辻 四一郎
10 番 吉田 利一	11 番 今村 正喜	12 番 小島 佳剛	13 番 水主 哲寛
14 番 山本 晃一郎			

（欠席委員）

8 番 中西 秀友

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造 江口 淳司

（事務局）

土肥 局長 奥田 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

(午後 2 時 3 0 分 開会)

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。
本日は中西委員から欠席の届がなされております。
本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 3 名、欠席委員 1 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。
また、水谷推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしく願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 8 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の議事録署名委員は、徳田委員、中林委員のお二人をお願いいたします。
現地調査委員につきましては、多田委員、山本委員のお二人です。
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

はじめに、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。
事務局より、説明願います。

局 長

それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」一括して 2 件をご説明申し上げます。

番号 1 につきましては、譲渡人は高齢により耕作が困難となったため、譲受人は営農規模拡大のため所有権を移転するものです。

番号 2 につきましては、隣接している譲渡人所有の農地と譲受人所有の農地について、一体的に耕作するため贈与を行うものです。

以上 2 件につきましては、譲受人の世帯が所有する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も所有されており、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長

続きまして、山本委員より現地調査の報告をお願いします。

山本委員

報告します。去る 1 月 2 5 日、事務局の案内で多田委員と現地調査に行っていました。

	<p>番号1の五ヶ庄 の利用状況につきましては、野菜畑でした。 番号2の小倉町 の利用状況につきましては、茶畑の状態でした。 以上です。</p>
議長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 当該地はきれいに管理されていきましたか。</p>
山本委員	<p>いずれもきれいに管理されていきました。</p>
議長	<p>他にご意見等はございませんか。 異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」をご説明申し上げます。 番号1につきましては、当該農地東側に建設予定のスケートボード場利用者のための駐車場として整備するものです。 以上です。</p>
議長	<p>続きまして、山本委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
山本委員	<p>報告します。去る1月25日、事務局の案内で多田委員と現地調査に行っていました。 番号1の二尾 、 及び の利用状況につきましては、トラクターできれいに整地されていきましたが、何も作付していない状態でした。草刈り等の管理はされており、すぐに作付できる状態の不作付地でした。 以上です。</p>

議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
中林委員	当該地の北側の部分に小屋はありませんでしたか。
山本委員	小屋はありませんでした。
北浦委員	当該地より南東には子供用のスケートボード場と駐車場が作られておりまして、この度大人用のスケートボード場を作るという話を聞いており、申請地はそのための駐車場とのことでした。
徳田委員	転用目的に駐車場とありますが、スケートボード場なんですか。
多田委員	スケートボード場は隣接地に建てられる予定で、申請地はその来客用駐車場です。
議 長	スケートボード場は露天なんですか。
北浦委員	建物の中でされています。
議 長	他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。
	次に、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
	事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」一括して3件をご説明申し上げます。 番号1につきましては、機構集積でない利用権設定に関するもので、5年間の使用貸借の設定を行うものです。

	<p>番号2につきましては、農地中間管理事業の特例、農地売買等事業に係る利用集積計画により所有権の移転を行うものです。</p> <p>番号3につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定により、貸人から京都府農業会議に賃借権の設定を行い、さらに、京都府農業会議から借人に賃借権の設定を行うもので、貸付希望農用地等において借受希望者が現に耕作していることから、令和2年11月11日の連絡調整会議においてマッチングが成立したため、10年間の賃貸借の設定を行うものです。</p> <p>以上3件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、山本委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
山本委員	<p>報告します。去る1月25日、事務局の案内で多田委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の榎島町 及び 並びに榎島町 の利用状況につきましては、現況は田で、水稻の刈り取り跡がありました。榎島町 及び の利用状況につきましては、現況は田で、トラクターで荒起こしが施され、耕起済みの状態でした。榎島町 の利用状況につきましては、現況は田で、水稻の刈り取り跡がありました。榎島町 の利用状況につきましては、現況は畑で、一部キャベツが作付されておりました。榎島町 の利用状況につきましては、現況は畑で、きちんと耕作されておりました。小倉町 の利用状況につきましては、現況は田で、全面耕起済みでした。</p> <p>番号2の榎島町 の利用状況につきましては、ハウスが建っており、イチゴが栽培されていました。</p> <p>番号3の榎島町 並びに小倉町 及び 並びに小倉町 及び の利用状況につきましては、現況は田で、水稻の刈り取り跡がありました。小倉町 の利用状況につきましては、現況は畑として利用されておりました。伊勢田町 並びに伊勢田町 、 、 、 、 及び 並びに伊勢田町 及び の利用状況につきましては、現況は田で、水稻の刈り取り跡がありました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>

中林委員	番号3について、借人はいくつくらいの人ですか。
局長	50代前半です。
徳田委員	面積的にたくさんありますが、全て一人の借人に集積されるんですか。
局長	当該地は借人が現に耕作されているので、そのまま全て継続して借り受けされると聞いております。
小島委員	番号1の貸人と借人は親子ですか。
局長	祖父と孫の関係になります。
議長	他にご意見等はありませんか。
	異議なしの声
議長	ただ今の異議なしをもって「第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。
	次に、「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」を議題といたします。
	事務局より、説明願います。
局長	それでは、「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」一括して4件をご説明申し上げます。
	番号1から番号4につきましては、被相続人がお亡くなりになり、相続された農地について引き続き営農を続けることにより、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者であることの承認を得るものでございます。
	以上です。
議長	続きまして、多田委員より現地調査の報告をお願いします。
多田委員	報告します。去る1月25日、事務局の案内で山本委員と現地調査に行つてま

	<p>いりました。</p> <p>番号1の五ヶ庄 の利用状況につきましては、現況は田で、水稻の刈り取り跡があり、きれいに管理されていました。五ヶ庄 の利用状況につきましては、ロウバイが植わっており、きれいに草刈りをして管理されていました。</p> <p>番号2の木幡 の利用状況につきましては、茶園としてきれいに管理されていました。木幡 の利用状況につきましては、何も植わっておりませんがきれいに草刈りして管理されていました。</p> <p>番号3の小倉町 の利用状況につきましては、現況は田で、荒起こしが施されており耕起済みの状態でした。</p> <p>番号4の槇島町 及び の利用状況につきましては、現況は畑で、いつでも作付できる状態でした。小倉町 の利用状況につきましては、少し周辺より上がった土地で、一部冬野菜が植わっており、他果樹等が植えられ管理されていました。伊勢田町 、 及び の利用状況につきましては、現況は田で、荒起こしが施されており、きれいに管理されていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第5号議案 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第5号議案 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」をご説明申し上げます。</p> <p>平成29年12月5日指針策定時において「この指針は、平成35年を目標とし、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期に3年後の目標に即して検証・見直しを行う。」と定めておりましたことから、この度、指針の改</p>

	<p>定について、ご審議いただくものでございます。</p> <p>なお、改定案については、昨年12月の拡大農地部会並びに1月の全員協議会においてご協議いただいております。</p> <p>まず、改定の概要でございますが、「基本的な考え方」及び「具体的な目標と推進方法」の目標値は現指針を引き継ぐものとしており、改定箇所については、字句の修正及び各目標に対する「3年後の現状」の追記のみとしております。</p> <p>次に、2ページの令和2年4月現在の「遊休農地面積」でございますが、17haで目標値を下回っております。これは山間地等の調査の結果、遊休農地の現状が顕在化したものと考えております。</p> <p>次に、3ページの令和2年4月現在の「荒廃農地面積」でございますが、183haで目標値を上回っております。これは非農地調査の実施により非農地判断を行ってきた結果と考えております。</p> <p>次に、4ページの令和2年4月現在の「集積面積」でございますが、1054haで目標値を下回っております。</p> <p>次に、令和2年4月現在の「担い手」につきましては、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者のいずれも目標値を下回っております。</p> <p>最後に6ページの令和2年4月現在の「新規参入者数」でございますが、個人が11人、法人が2法人で、いずれも目標値を下回っています。</p> <p>以上が改定案の概要でございます。</p>
議長	説明が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
山本委員	各項目の目標数値ですが、仮に令和5年4月時点で達成されなかったとして、何かペナルティーはありますか。
局長	ペナルティーはありません。数値はあくまで目標として定めているものです。
中林委員	新規参入者数に該当するのは、農家の子供以外ですか。
局長	まったく新規の方だけでなく、独立就農された場合も含まれます。
今村委員	既に農業者の方が法人化した場合も新規参入になりますか。
局長	そういった場合も含まれます。今回の数字にも入っています。

今村委員	農業委員会のフォローアップ活動についてですが、新規参入者のフォローをするにあたってどの委員も同じように対応するためにはマニュアル等が必要かと思いますが、そういったものはありますか。
局長	決まったマニュアル等はありません。
今村委員	相談されたら個々の対応をするということでしょうか。
局長	そうなります。新規参入者に対して農業委員さんが行う取り組みとしては、新規参入のご相談があれば集落の農地を見つけてあげたり、いろいろな支援元への橋渡しをしてあげるのが役割になるかと思います。
議長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議長	ただ今の異議なしをもって「第5号議案 農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について」は、議案のとおり「決定すること」と決しました。 続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局長	それでは、第1号報告及び第2号報告を一括してご説明申し上げます。 はじめに、「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」一括して2件をご説明申し上げます。 番号1につきましては、先代が農地法に基づく転用届をせずに駐車場用地として整備したため、顛末書が提出されております。 番号2につきましては、令和元年頃から農地法に基づく転用届をせずに資材置場として整備したため、顛末書が提出されております。 以上2件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 次に、「第2号報告 農地法第18条第6項の規定による通知について」をご

	<p>説明申し上げます。</p> <p>番号1につきましては、農地の賃貸借の当事者が農業委員会に対し合意解約の通知を行ったものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。</p> <p>なしの声</p> <p>議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>
--	---

(午後3時15分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____